

手数料等納付証明書貼付用紙

県の手数料収納窓口で納付してください。
※現金、クレジットカード、コード決済、電子マネーが使えます。

手数料名： 大規模盛土を伴う開発行為の許可申請または変更許可申請	・原則、開発許可申請手数料とは分けて納付してください。 ・盛土令第7条第2項第2号に規定する安定計算を行った断面の数×60万円の額を左の欄に記載してください。 ・手数料収納窓口の端末にも同額を入力し、支払ってください。
 C2025150700015502	
¥	

窓口で発行されたレシート(「申請書等に貼付け」と記載のあるもの)を貼付けください。

レシート貼付欄